

物品購入契約書

1 物品の名称、規格及び数量

名称	規格	数量

2 納入場所

3 納入期限 年 月 日まで

4 契約金額 金 円 (税込)
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

5 契約保証金 免除

上記物品の購入について、発注者と受注者は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項により物品購入契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

(契約条項)

- 1 発注者及び受注者は、この契約条項に基づき、仕様書等に従いこれを履行しなければならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 3 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 4 発注者は、必要があるときは、契約の内容を変更し、又は物品の全部若しくは一部の納入を一時中止することができる。この場合において、納入期限又は契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。
- 5 物品は、仕様書等に品質の明示がないときは、中等以上の品質のものとする。
- 6 天災その他の不可抗力、又はその他受注者の責めに帰すことができない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、受注者は、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により納入期限の延長を求めることができる。この場合における納入期限は、発注者と受注者とが協議して書面により定める。
- 7 受注者は、物品を納入したときは、その旨を納品書により発注者に通知し、発注者は、当該通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、納入の完了を確認するための検査を完了しなければならない。
- 8 受注者は、物品が前条の検査に合格しないときは、直ちにこれを引き取り、発注者の指定する期間内に改めて物品を完納して前条の規定による検査を受けなければならない。
- 9 受注者は、第7条の検査に合格したときは、売買代金の支払を請求することができ、発注者は、適法な支払請求書を受理した日から翌月の末日以内に売買代金を支払わなければならない。
- 10 仕様書等で分割納入の回数及び時期が定められているときは、第7条中「納入」とあるのは「分割納入」と、第8条中「物品」とあるのは「分割納入に係る物品」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 11 発注者は、契約目的物の種類、品質又は数量に関し契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）があるときは、発注者は受注者に対して相当の期間を定めて、発注者の指定した方法による履行の追完を請求することができる。
この場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催促をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- 12 受注者の責めに帰すべき事由により納入期限内に納入を完了することができない場合においては、発注者は、売買代金から前条の規定による納入部分に相当する売買代金を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における、遅延利息の率年3.0パーセントを乗じた額を損害金として受注者に請求することができる。
- 13 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1)その責めに帰すべき事由により納入期限内又は納入期限経過後相当の期間内に物品を完納する見込みが明らかでないときと発注者が認めたとき。
 - (2)前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 14 発注者は、受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、この契約を解除することができる。
 - (1)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為をしたとき。
 - (2)刑法（明治40年法律第45号）第96条の3に規定する行為をしたとき。
 - (3)暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）と認められるとき。
 - (4)役員または実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であると認められるとき。
 - (5)親会社、子会社（いずれも会社法の定義による、以下同じ。）または委託契約等の履行のために再委託する第三者が前四号のいずれかに該当するとき。
 - (6)自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行ったとき。
- 15 前2条の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者は、売買代金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 16 物品の納入後12か月間発注者の正常な管理下において、種類・品質又は数量に関して、契約の内容に適合しないものがあるときは、発注者は受注者に対して相当の期間を定めて、発注者の指定した方法による履行の追完を請求することができる。
- 17 この契約に定めのない事項及び疑義については、必要に応じて発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。